

事務連絡
令和6年4月2日

指定障がい福祉サービス等事業所	管理者	様
指定障がい者支援施設	施設長	様
指定障がい児通所支援事業所	管理者	様
指定障がい児入所施設	施設長	様
指定一般相談支援事業所	管理者	様
指定特定相談支援事業所	管理者	様
指定障がい児相談支援事業所	管理者	様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定について

平素より、本市障がい福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標題について、今般、厚生労働省及びこども家庭庁において、障がい福祉サービス等報酬にかかると関係告示等の改正が行われ、一部を除いて令和6年4月1日より施行されますのでお知らせします。

各事業所においては、厚生労働省及びこども家庭庁より示されている改正後の関係告示や留意事項等の通知（以下「告示等」という。）をよくお読みいただき、事業の運営に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 改正内容について

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定では、各サービスの基本報酬のほか、加算の新設や算定要件の見直しが行われています。また、事業の運営にあたり、事業所が従うべき基準も改正されており、基準が満たされない場合の減算に関する規定も一部新設、見直しされています。

改正後の告示等については、本市ホームページからご確認ください。なお、主な改定内容や概要等については、厚生労働省ホームページに資料が掲載されていますので、あわせてご確認ください。

(1) 告示等について

大阪市ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000604137.html>

(2) 主な改定内容や概要等について

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

2 障がい者等の意思決定支援の推進について

【障がい児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設を除く全サービス】

今回の障がい福祉サービス等報酬改定に伴い、障がい児相談支援事業所及び障がい児通所支援事業所並びに障がい児入所施設を除くすべての障がい福祉サービス等事業所においては、利用者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するよう努めなければならないこと、またサービス担当者会議及び個別支援会議についても障がい者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認すること等が指定基準に規定されました。

対象となる各障がい福祉サービス等事業所においては、サービスを提供するにあたり、改正後の基準省令及び解釈通知に基づき、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて（平成 29 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 15 号厚生労働省）」（別添）を踏まえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、障がい児相談支援事業所及び障がい児通所支援並びに障がい児入所施設についても、支援におけるこども及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定が追加されています。考え方や取組みの留意点などを示した手引きが今後示される予定ですので、改めて通知します。

3 利用者等の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

【計画相談支援、障がい児相談支援、地域相談支援、自立生活支援、就労定着支援を除く全サービス】

本人の意思に反する異性介助がなされないよう、改正後の解釈通知にて、サービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきであること等について示されました。

また、改正後の解釈通知にて、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、十分に対応することが難しい場合についても示されましたので、対象となる各障がい福祉サービス事業所においては、内容をご確認のうえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

4 個別支援計画の指定特定相談支援事業者等への交付

【短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障がい児相談支援、地域定着支援、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設を除く全サービス】

令和6年4月以降に、利用者等より同意を得た個別支援計画（居宅介護計画等を含む）については、利用者等だけでなく、当該利用者等に対して指定計画相談支援又は指定障がい児相談支援を提供する者に対しても交付が必要となります。

令和6年4月以降に利用者等から同意を得た個別支援計画については、当該利用者等を担当する指定計画相談支援事業者等に交付いただくようお願いいたします。

5 サービス横断的な減算内容について

各障がい福祉サービスに横断的な改定内容のうち、新設又は変更がある減算について、概要を別紙にまとめておりますので参考としてください。なお、詳細については必ず告示等により確認するようにしてください。

6 その他

- (1) 今回の改定により、本市へ届出を要するものや、改定の内容や具体的取扱いのうち特に本市から各サービス事業所宛てお知らせする必要があるものについては、別途、事務連絡を送付することと併せて、本市ホームページに順次掲載しますので、ご確認いただきますようお願いいたします。
- (2) 新設された就労選択支援については、令和7年10月より開始予定であり、厚生労働省からの通知についても未発出であるため、別途お知らせすることとします。

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel：06-6208-8071 FAX：06-6202-6962

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 FAX：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6527 FAX：06-6241-6608

(別紙)

①虐待防止措置未実施減算の適用について

【全サービス】

令和4年度から義務化された障がい者虐待防止措置を未実施の障がい福祉サービス事業所等は、令和6年4月以降、基本報酬が減算されます。

(1)減算される単位数

所定単位数の100分の1

(2)減算が適用される要件

以下のいずれかの運営基準が満たされていない場合は減算の適用が必要となります。

- ・虐待防止委員会を定期的（1年に1回以上）に開催していない場合
- ・虐待防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施していない場合
- ・虐待防止措置を適切に実施するための担当者を配置していない場合

(3)減算の適用期間

- ・減算の適用開始月：事実が生じた月の翌月

運営指導等により運営基準を満たしていない事実が確認された月の翌月が減算の適用開始月となります。

- ・減算の適用終了月：改善が認められた月

運営基準を満たしていない事実が生じた場合、運営指導課にて改善計画をご提出いただき、その計画に基づいた改善状況を事実が生じた月から3月後に報告いただきます。当該報告により改善が認められた月が減算終了月となります。

(4)その他

- ・令和6年度に実施する運営指導等において、令和5年度に生じた運営基準を満たさない事実が確認された場合も減算の対象となります。

②情報公表未報告減算の適用について

【全サービス】

令和6年4月以降、障害福祉サービス等情報公表システムへの報告が未報告の場合は減算を適用する必要があります。

(1)減算される単位数

○100分の5

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度包括支援、自立訓練（機能訓練）、宿泊型自立訓練を除く自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労選択支援、就労継続支援A・B型、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援

○100分の10

- ・療養介護、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練のみ）、施設入所支援、共同生活援助、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設
- ・指定障がい者支援施設が行う生活介護、自立訓練（機能訓練）、宿泊型自立訓練を除く自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

(2)減算が適用される要件

情報公表システムのID等が付与された翌月中に、事業所情報等を登録し、申請処理が行われていない場合

(3)減算適用期間

減算適用開始月：情報公表システムのID等が付与された月の翌々月

減算適用終了月：情報公表システムに事業所情報等を登録し、申請処理を行った月

③業務継続計画未策定減算の適用について

【全サービス】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障がい福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、令和6年4月以降、業務継続計画が未策定の場合は減算の適用が必要となります。

なお、業務継続計画は感染症または災害のいずれか一方が未策定の場合であっても、減算の対象となります。

(1)減算される単位数

○100分の1

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度包括支援、自立訓練（機能訓練）、宿泊型自立訓練を除く自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労選択支援、就労継続支援A・B型、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援

○100分の3

- ・療養介護、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練のみ）、施設入所支援、共同生活援助、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設
- ・指定障がい者支援施設が行う生活介護、自立訓練（機能訓練）、宿泊型自立訓練を除く自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

(2)減算が適用される要件

下記のいずれかに該当する場合には減算の適用が必要です。

- ・感染症及び非常災害の発生時における業務継続計画が未策定の場合
- ・業務継続計画は策定しているが、当該計画に従い必要な措置を講じていない場合

(3)減算適用期間

- ・減算適用開始月：「2 減算が適用される要件」に該当した月の翌月
- ・減算適用終了月：「2 減算が適用される要件」に該当しなくなった月

(4)その他

・令和7年3月31日までの間は「感染症の予防及びまん延防止のための指針」及び「非常災害計画に関する具体的計画」の策定が行われている場合には、当該減算の適用は不要です。

なお、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援においては、「非常災害に関する具体的計画」の策定が運営基準上求められていないため、令和7年3月31日までの間は、当該減算の適用は不要です。

④身体拘束廃止未実施減算の適用単位数について

【計画相談支援、障がい児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、令和6年4月より減算される単位数が下記のとおり変更となります。

(1) 令和6年3月サービス提供分まで

1日につき5単位

(2) 令和6年4月サービス提供分以降

○100分の1

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度包括支援、自立訓練（機能訓練）、宿泊型自立訓練を除く自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労選択支援、就労継続支援A・B型、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

○100分の10

- ・療養介護、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練のみ）、施設入所支援、共同生活援助、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設
- ・指定障がい者支援施設が行う生活介護、自立訓練（機能訓練）、宿泊型自立訓練を除く自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型